

軽度者への福祉用具貸与に係る例外給付の取扱いについて

1. 制度改正の流れ

平成 18 年度介護報酬改定により、福祉用具貸与について、軽度者（要支援 1・2、要介護 1 の方）の状態像からは利用が想定しにくい品目である、①車いす、②車いす付属品、③特殊寝台、④特殊寝台付属品、⑤床ずれ防止用具、⑥体位変換器、⑦認知症老人徘徊感知機器、⑧移動用リフト（つり具部分を除く）の 8 種目について、原則として保険給付の対象外とする改正が行われました。

ただし、状態像によっては、例外的に福祉用具の使用が必要となる状態も想定されることから、原則として要介護認定に係る基本調査結果の情報を活用することにより例外給付の判断をすることとしました。

しかし、基本調査結果のみを根拠とする判断では、福祉用具が必要な状態にあるにもかかわらず、例外給付の対象とならない事例が生じていることにより、平成 19 年 4 月 1 日から必要な手続きを経て、町が確認を行えば例外給付することが可能となりました。

さらに、平成 24 年度の制度改正により、⑨自動排泄処理装置が福祉用具貸与の品目に追加され福祉用具貸与の品目は全部で 13 種目となりました。この⑨自動排泄処理装置については、要介護 2・3 の方についても原則として保険給付の対象外となり、例外給付を行う場合は所定の手続きが必要です。

また、美里町では原則として電動車いすについては保険給付対象外としておりましたが、平成 25 年度より給付の対象として取り扱うこととなりました。

●介護認定区分別貸与対象種目

種 目	軽度者		中重度者	
	要支援 1・2	要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
自動排泄処理装置	<p style="text-align: center;">原則、保険給付対象外</p> <p style="text-align: center;">（一定の条件に該当する場合は、保険給付の対象とする。）</p>		<p>保険給付の対象</p>	
車いす及び車いす付属品				
特殊寝台及び特殊寝台付属品				
床ずれ防止用具				
体位変換器				
認知症老人徘徊感知機器				
移動用リフト(つり具部分を除く)				
手すり				
スロープ				
歩行器				
歩行補助つえ				

※自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）は、貸与ではなく福祉用具購入費の対象となります。

※自動排泄処理装置の関連製品等（専用パッド、洗浄液、専用パンツ、専用シート等）は、介護保険対象外です。

2. 軽度者における例外給付の取扱い

(1) 基本調査の確認

軽度者に対し、原則として保険給付対象外としている福祉用具を貸与する場合、まずは、直近の認定調査結果により、「平成24年厚生労働省第95号告示第25号のイで定める状態像の者」と照合し、該当するかどうかを確認してください。

該当していた場合、例外給付の必要性について、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネージャー等が判断することとなります。

(町への確認申請手続きは不要となります。)

(2) 基本調査の確認項目がない場合

「車いす及び車いす付属品」≪日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者≫及び「移動用リフト」の≪生活環境において段差の解消が必要と認められる者≫については、該当するかどうかの判断及び例外給付の必要性は、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネージャー等が判断することとなります。(町への確認申請手続きは不要となります。)

(3) 基本調査の結果では例外給付の対象とならない場合

基本調査の結果のみでは、例外給付の対象とならない事例についても、次のアとイの要件を満たし、これらについて美里町の確認を受けた場合は例外給付の対象となります。(町への確認申請が必要となります。)

ア 下表のⅠ～Ⅲまでのいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断されている。

イ サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。

【福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像】

	該当項目	事 例
Ⅰ	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイの状態像に該当する者	パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
Ⅱ	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化
Ⅲ	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第25号のイに該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

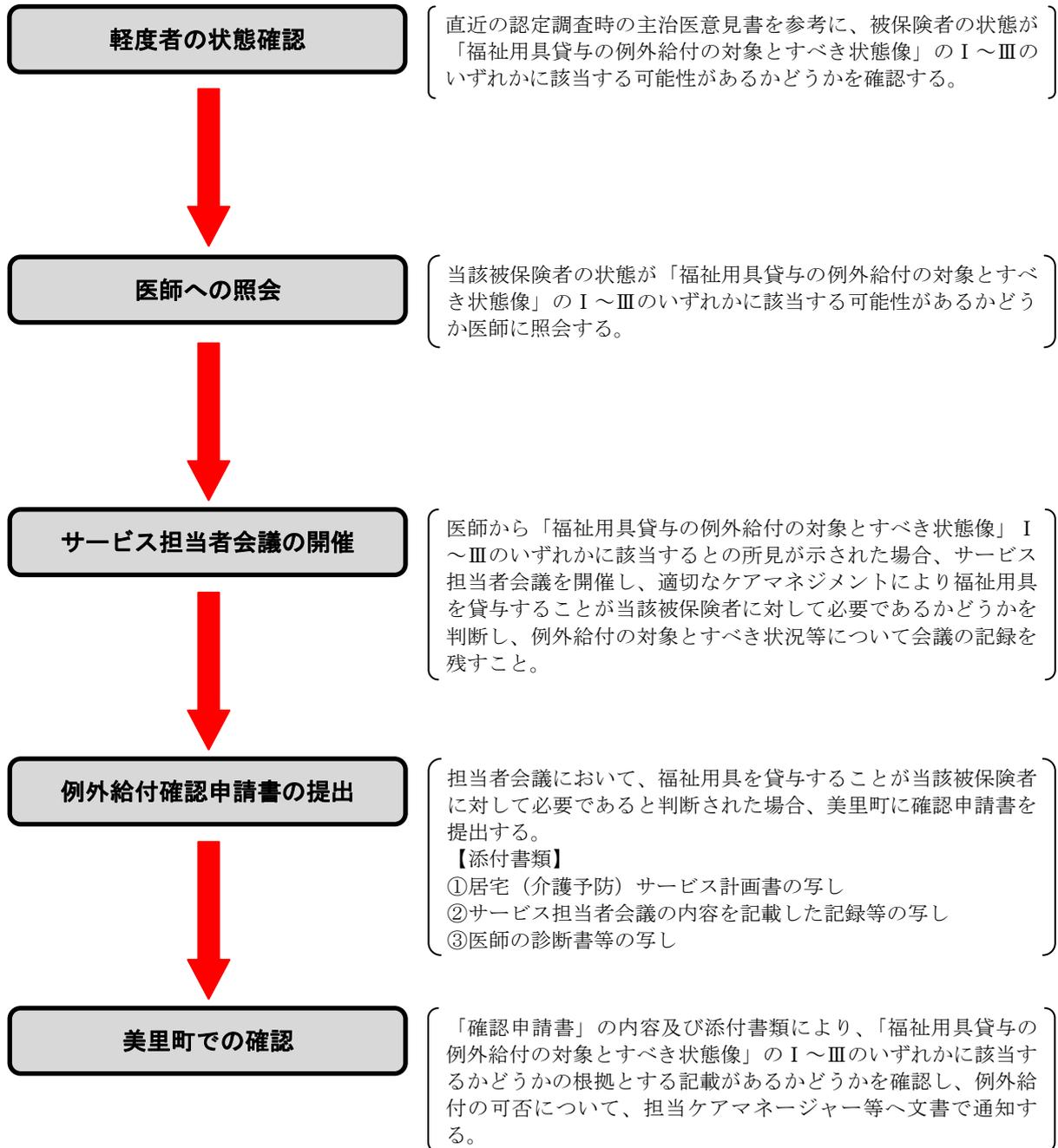
※例示されていない疾病名であっても、医学的所見より必要性が判断された場合、給付の対象となることがあります。また、例示されている疾病名であっても、給付の対象とすべき状態像に該当するとは限りません。

平成24年厚生労働省第95号告示第25号のイで定める状態像の者

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	調査項目なし ※日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 (サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、居宅介護支援事業所が判断する)【美里町への確認不要】
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に置きあがり困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	②移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具部分を除く)	次のいずれかに該当する者 ①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	調査項目なし ※生活環境において段差の解消が必要と認められる者 (サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護支援事業所が判断する)【美里町への確認不要】
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 ①排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	②移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

3. 美里町における例外給付の確認手続き

美里町へ福祉用具貸与に係る軽度者への例外給付確認申請が必要な場合は、次のフローを参照のうえ、必要な手続きを行ってください。



《末期がん等により緊急を要する場合の取扱い》

末期がん等により福祉用具の貸与が緊急的に必要で、直近の認定調査の結果では福祉用具の必要性が判断できなかった場合の軽度者への福祉用具貸与の取扱いは、下記のとおりです。

①要支援1・2、要介護1のいずれかの認定を受けている場合（自動排泄処理装置の場合は、要介護2・3を含む）

手続きの流れは、前述の通常の手続きと同様となります。ただし、必要に応じ区分変更申請を行っていただく場合があります。

②認定を受けておらず、新たに認定申請を行い、福祉用具貸与を受ける場合（明らかに要介護2以上の認定が見込まれる場合を除く）

原則として、福祉用具貸与を利用する前に確認が必要となりますので、暫定ケアプラン提出時に、同時に確認申請書を提出していただくことになります。その際の提出書類は確認申請書及び暫定ケアプラン、サービス担当者会議の記録のみとなります。医学的な所見を記載した書類については、認定申請時の主治医意見書により判断します。ただし、主治医意見書では福祉用具の必要性が確認できない場合は、別途診断書等の提出を求める場合があります。

なお、自動排泄処理装置の貸与を受ける場合は、原則として暫定ケアプラン提出時に確認申請の手続きを行ってください。

※認定調査が済んでいない等、特段の理由がある場合は、認定調査の結果が分かり次第、所定の手続きを行ってください。

③認定を受けておらず、新たに認定申請を行い、明らかに要介護2以上であると見込んでいたが、認定の結果、軽度者となった場合

認定の結果が分かり次第、直ちに②に示す手続きを行ってください。この場合も医学的な所見を記載した書類の提出は不要です。なお、②と同様、主治医意見書では福祉用具の必要性が確認できない場合は、別途診断書等の提出を求める場合があります。